

回答・解説

	回答	解説
(1)	○	法第8条において、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」と定められています。
(2)	○	「学校基本方針」は、行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが不可欠です。【生徒指導提要】
(3)	×	「学校基本方針」は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に子ども、保護者、関係機関等に説明します。いじめの防止等への取組を充実させるために、教職員の意識や取組を学校評価等で定期的に点検し、適宜基本方針の見直しを検討する必要があります。【県基本方針】
(4)	○	法第22条において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定められています。
(5)	○	法第2条によるいじめの定義。法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。教職員のみならず、児童生徒、保護者に法の定義の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見逃さない姿勢を共有することが求められます。【生徒指導提要】
(6)	○	いじめの存在を把握しなければ対応へとなぐることができないことから、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢を持つこと(積極的な認知)が重要です。【県基本方針】
(7)	○	法第16条において、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。」と定められています。
(8)	×	いじめの相談を受けた担任等が、関係児童生徒から聞き取りを行い、いじめの確認を得てから報告しようとする、報告するタイミングが遅くなるうえ、時間が経てば経つほど報告しにくくなることがあります。教職員一人一人が、いじめの情報を速やかに対策組織に報告・共有する義務があることを認識するとともに、一方の対策組織は、教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるような環境整備をすることが重要です。【生徒指導提要】
(9)	×	一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、自らの経験や感覚ではなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。また、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をもしっかりと確認することが必要です。自分一人で判断をせず、対策組織に報告し、複数の目で確認、判断することが必要です。【県基本方針】
(10)	×	(9)の解説を参照
(11)	○	教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」に違反し得ることでもあることから、教職員間での情報共有を徹底するようにしてください。【生徒指導提要】
(12)	○	原則、学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等は、少なくとも5年間は保存してください【生徒指導提要】
(13)	×	いじめは単に謝罪をもって解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安に止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要です。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要です。【県基本方針】

<p>(14)</p> <p>○</p>	<p>法第28条によるいじめ重大事態の定義。「生命心身財産重大事態」とは、①児童生徒が自殺を図った場合、②身体に重大な傷害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神の疾患を発症した場合などです。一方、「不登校重大事態」における相当な期間の欠席とは、30日が目安となります。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安にかかわらず、迅速に報告・調査等を開始する必要があります。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等を開始する必要があります。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意してください。【ガイドライン】</p>
<p>(15)</p> <p>○</p>	<p>学校で起こり得るいじめの事例のうち、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として警察への相談又は通報すべき具体例は、下記「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」とおります。</p>

(警察に相談又は通報すべきいじめの事例)

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
<p>○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。</p> <p>○無理やりズボンを脱がす。</p>	<p>暴行(刑法第208条)</p>
<p>○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。</p>	<p>傷害(刑法第204条)</p>
<p>○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。</p>	<p>不同意わいせつ(刑法第176条)</p>
<p>○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。</p>	<p>恐喝(刑法第249条)</p>
<p>○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。</p>	
<p>○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。</p>	<p>窃盗(刑法第235条)</p>
<p>○財布から現金を盗む。</p>	
<p>○自転車を壊す。</p>	<p>器物損壊等(刑法第261条)</p>
<p>○制服をカッターで切り裂く。</p>	
<p>○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。</p>	<p>強要(刑法第223条)</p>
<p>○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。</p>	<p>脅迫(刑法第222条)</p>
<p>○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。</p>	<p>名誉毀損、侮辱(刑法第230条、231条)</p>
<p>○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。</p>	<p>自殺関与(刑法第202条)</p>
<p>○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。</p> <p>○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。</p> <p>○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。</p> <p>○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。</p>	<p>児童ポルノ提供等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)</p>
<p>○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。</p>	<p>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)</p>

(参考資料)

- ・「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月)
- ・「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(静岡県・静岡県教育委員会、平成30年3月改定)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省、平成29年3月)
- ・「生徒指導提要」(文部科学省、令和4年12月)
- ・「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」(文部科学省、令和5年2月)